

[事案 30-7] 契約無効請求

・平成 30 年 10 月 1 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不十分等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 63 年 9 月に契約した終身保険について平成 4 年 1 月に行った転換から始めて平成 24 年 12 月までに行った 6 回の各転換契約、平成 17 年 2 月に契約した養老保険および平成 27 年 12 月に同保険を転換した終身保険、平成 27 年 5 月に契約した医療保険、平成 29 年 3 月に契約した介護年金保険の計 10 件の契約を、以下の理由により無効とし、昭和 63 年 9 月の終身保険のみに戻してほしい。

- (1)昭和 63 年 9 月の終身保険を除く残りの全ての契約は、契約時に面接による説明を受けていない。
- (2)上記のうち 8 件の契約については、自分は申込書に署名しておらず、第三者によって作成されたものである。
- (3)募集人は遠隔地に在住の親族で、昭和 63 年 9 月の終身保険以外の契約時は、電話での簡単な説明だけで、詳しい内容を尋ねても「悪いようにはしない」とか「信用していないのか」など、信頼を逆手に取ったような対応をされ、自分は契約内容を理解していなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)各契約はいずれも申立人自身によって申込みがなされている。
- (2)平成 4 年 1 月から平成 24 年 12 月までの 6 回の転換については、転換の合理性がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。募集人の事情聴取は、体調不良等のため実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、各契約について、申立人の全く知らないところで契約が締結され、申込みの意思表示がなされていないとは認められず、申立人が契約内容を全く理解せずに契約したとも認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)これほど頻繁な転換の必要性や、申立人の生活状況等に照らして保障内容に合理性があるのかについて疑問がある。
- (2)募集人が申立人に無断で手続を行ったとまでは認められないが、一部の契約については、携帯端末を介して行われた申込手続における申立人の署名が申立人の筆跡と異なる可能性が高い。本人による署名が求められる手続において、本人以外の者が代筆することは適切ではない。
- (3)各契約に係る手続において、申立人に対し面談による説明がなされていない疑いは強い。

保険契約の申込みや転換において、必ず募集人が契約者と面談をして手続きをしなければならないということはないが、本件においては、面談をして説明をすることで、紛争発生を回避できた可能性は高い。